

高水給第579号
令和6年4月1日

指定給水装置工事事業者 各位

高槻市企業管理者
西岡博史
(公印省略)

給水装置工事施行指針等の改訂について（通知）

平素は、高槻市水道事業にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
みだしのことについて、給水装置工事施行指針及び指定給水装置工事事業者申請等において下記の通り改訂いたします。

なお、改訂した給水装置工事施行指針及び指定給水装置工事事業者申請等は、ホームページに公開いたします。

記

- 適用年月日 令和6年4月1日
- 改訂内容 (旧) 厚生労働省令 → (新) 国土交通省令
水道整備・管理行政が厚生労働大臣から、国土交通大臣及び環境大臣にそれぞれ移管されることに伴い、水道法等の一部改正を受けて、省令名称等を改正する。
給水装置工事施行指針及び指定給水装置工事事業者申請等に係る提出様式が改訂されていますのでご注意ください。
- ホームページ公開日 令和6年4月1日

以上